

地権第201号

平成20年10月8日

内閣総理大臣 麻生 太郎 様

北海道知事 高橋 はるみ



道州制特別区域基本方針の変更についての提案について

このことについて、道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律第6条第1項の規定に基づき、道州制特別区域基本方針の変更について、別添のとおり提案します。

(企画振興部地域主権局参事)

道州制特別区域基本方針の変更についての提案

平成20年10月
北 海 道

道は、道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律第6条第1項の規定に基づき、内閣総理大臣に対し、道州制特別区域基本方針（以下「基本方針」という。）の変更について、基本方針の変更の素案を添えて、次のとおり提案をする。

1 法令の特例措置の追加について

広域行政をより効果的かつ効率的に推進する観点から、住民に最も身近な基礎的な地方公共団体である市町村への事務・事業の移譲を積極的に推進するため、基本方針の別表1を変更し、地方自治法第8条第1項に規定する市となるべき普通地方公共団体の要件並びに同法第252条の19第1項に規定する指定都市、同法第252条の22第1項に規定する中核市及び同法第252条の26の3第1項に規定する特例市（以下「指定都市等」という。）となるべき市の要件並びに指定都市等の指定に係る手続について、道が条例により定めることができるよう適切な措置を講ずる法令の特例措置を追加すること。

2 法令の特例措置以外の法令に関する措置の追加について

基本方針の別表2を変更し、次に掲げる措置を追加すること。

(1) 次に掲げる経費については、国と地方公共団体の役割分担の明確化のため、国が全額を負担するよう適切な措置を講ずること。

ア 道路法第50条第2項に規定する国道の維持、修繕その他の管理に要する費用

イ 河川法第60条第1項に規定する一級河川の管理に要する費用のうち、維持及び修繕に要する費用

ウ 都市公園法施行令第28条に規定する都市公園の維持その他の管理に要する費用

(2) 町村が主体となって道道と町村道とを一体的に管理することで、より地域の実情に応じた迅速かつ的確な対応が可能になるよう、道路法第17条第2項に規定する指定市以外の市が行う都道府県道の管理の特例を町村についても

適用し、道道の管理を町村においても行えるよう適切な措置を講ずること。

(3) 広域分散型の地域構造や急速な高齢化などの実情を考慮し、北海道においては、道路運送法施行規則第49条第3号に規定する福祉有償運送について、同令第51条の4第2項の規定を適用しないこととし、発地及び着地のいずれもが運送の区域外でも運送できるよう適切な措置を講ずること。

(4) 地域におけるあらゆる生活上の課題を解決するために、総合的な支援を行うための拠点となるコミュニティハウスに関する制度を創設し、当該コミュニティハウスの運営事業を社会福祉法第2条第3項の第2種社会福祉事業として位置付けるなど、適切な措置を講ずること。

道州制特別区域基本方針の変更の素案（別表 1 に追加するもの）

番号	26
事務・事業の名称	地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市の指定に関する事務
法令の特例措置の内容	特定広域団体が地方自治法第252条の19第1項に規定する指定都市の指定に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成したときは、同計画の公告の日以後は、同項の規定にかかわらず、特定広域団体が定める条例により、指定都市となるべき市の要件及び指定都市の指定に係る手続を定めることができることとする。
関係省庁	総務省

道州制特別区域基本方針の変更の素案（別表 1 に追加するもの）

番号	27
事務・事業の名称	地方自治法第252条の22第 1 項に規定する中核市の指定に関する事務
法令の特例措置の内容	特定広域団体が地方自治法第252条の22第 1 項に規定する中核市の指定に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成したときは、同計画の公告の日以後は、同項及び同法第252条の24の規定にかかわらず、特定広域団体が定める条例により、中核市となるべき市の要件及び中核市の指定に係る手続を定めることができることとする。
関係省庁	総務省

道州制特別区域基本方針の変更の素案（別表 1 に追加するもの）

番号	28
事務・事業の名称	地方自治法第252条の26の3第1項に規定する特例市の指定に関する事務
法令の特例措置の内容	特定広域団体が地方自治法第252条の26の3第1項に規定する特例市の指定に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成したときは、同計画の公告の日以後は、同項及び同法第252条の26の4において準用する同法第252条の24の規定にかかわらず、特定広域団体が定める条例により、特例市となるべき市の要件及び特例市の指定に係る手続を定めることができることとする。
関係省庁	総務省

道州制特別区域基本方針の変更の素案（別表 1 に追加するもの）

番号	29
事務・事業の名称	地方自治法第 8 条第 1 項に規定する市となるべき普通地方公共団体の要件を定めることに関する事務
法令の特例措置の内容	特定広域団体が地方自治法第 8 条第 1 項に規定する市となるべき普通地方公共団体の要件を定めることに関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成したときは、同計画の公告の日以後は、同項の規定にかかわらず、特定広域団体が定める条例により、市となるべき普通地方公共団体の要件を定めることができることとする。
関係省庁	総務省

道州制特別区域基本方針の変更の素案（別表2に追加するもの）

番号	10
措置の名称	道路法（昭和27年法律第180号）第50条第2項に規定する国道の維持、修繕その他の管理に要する費用の国庫による負担
措置の内容	特定広域団体が道路法第50条第2項に規定する国道の維持、修繕その他の管理に要する費用の負担に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成したときは、同計画の公告の日以後は、同項の規定にかかわらず、国が当該費用の全額を負担するものとする。
関係省庁	国土交通省

道州制特別区域基本方針の変更の素案（別表2に追加するもの）

番号	11
措置の名称	河川法（昭和39年法律第167号）第60条第1項に規定する一級河川の管理に要する費用のうち、維持及び修繕に要する費用の国庫による負担
措置の内容	特定広域団体が河川法第60条第1項に規定する一級河川の管理に要する費用のうち、維持及び修繕に要する費用の負担に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成したときは、同計画の公告の日以後は、同項の規定にかかわらず、国が当該費用の全額を負担するものとする。
関係省庁	国土交通省

道州制特別区域基本方針の変更の素案（別表2に追加するもの）

番号	12
措置の名称	都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第28条に規定する都市公園の維持その他の管理に要する費用の国庫による負担
措置の内容	都市公園法施行令第28条に規定する都市公園の維持その他の管理に要する費用の負担に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成したときは、同計画の公告の日以後は、都市公園法（昭和31年法律第79号）第12条の3第1項及び同令第28条の規定にかかわらず、国が当該費用の全額を負担するものとする。
関係省庁	国土交通省

道州制特別区域基本方針の変更の素案（別表 2 に追加するもの）

番号	13
措置の名称	道路法第17条第2項に規定する指定市以外の市が行う都道府県道の管理の特例の町村に対する適用
措置の内容	特定広域団体が町村による都道府県道の管理に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成したときは、同計画の公告の日以後は、道路法第17条第2項に規定する指定市以外の市が行う都道府県道の管理の特例を町村についても適用し、町村は、特定広域団体に協議し、その同意を得て、当該町村の区域内に存する都道府県道の管理を行うことができるものとする。
関係省庁	国土交通省

道州制特別区域基本方針の変更の素案（別表 2 に追加するもの）

番号	14
措置の名称	道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第49条第3号に規定する福祉有償運送の運送の区域に係る特例措置
措置の内容	特定広域団体が道路運送法施行規則第49条第3号に規定する福祉有償運送の運送の区域に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成したときは、同計画の公告の日以後は、同令第51条の4第2項の規定にかかわらず、発地及び着地のいずれもが運送の区域外でも運送できることとする。
関係省庁	国土交通省

道州制特別区域基本方針の変更の素案（別表 2 に追加するもの）

番号	15
措置の名称	コミュニティハウスに関する制度の創設に伴う社会福祉法（昭和26年法律第45号）の改正
措置の内容	<p>特定広域団体が次の制度に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成したときは、同計画の公告の日以後は、社会福祉法に次の制度を内容とする規定を追加する。</p> <p>1 趣旨</p> <p>現行の公的な福祉サービスの制度では対応できない地域住民のあらゆる生活上の課題を解決するために、総合的な支援を行うための拠点となるコミュニティハウスに関する制度を創設する。</p> <p>2 コミュニティハウスの概要</p> <p>ア 施設を利用できる対象者（以下「利用者」という。）が限定されていないこと。</p> <p>イ 利用者からの相談への対応等利用者の生活上の課題の解決に向けた総合的な支援を行うものであること。</p> <p>ウ 施設の設置や運営方法等については、法令で必要最小限の基準が規定され、事業内容については、施設を設置する地域において決定されるものであること。</p> <p>3 社会福祉法の改正内容</p> <p>ア コミュニティハウスの運営事業を社会福祉法第2条第3項の第2種社会福祉事業として規定する。</p> <p>イ コミュニティハウスの運営事業に関する施設、組織運営、評価その他の基本的事項について規定する。</p>
関係省庁	厚生労働省